

感染症分科会の廃止及び 感染症部会及び結核部会の設置について

1 廃止及び設置の趣旨

感染症分科会が廃止されることに伴い、同分科会の下に設置された感染症部会及び結核部会を、厚生科学審議会直下の部会として設置する。

(審議会の下に部会を設置	:	厚生科学審議会運営規程 第2条
	分科会の下に部会を設置	:	厚生科学審議会運営規程 第7条

2. 所掌事務

○ 感染症部会

1. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する重要事項を処理すること。
2. 「検疫法」及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の規定により厚生科学審議会の権限に属された事項を調査審議すること。

○ 結核部会

結核の予防及び結核の患者に対する医療に関する重要事項を調査審議すること。

3. 予定時期

平成25年4月